

## イ 公民館調査票等

### (ア) 指定管理の相手先

#### 【変更の概要】

公立の施設であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項<sup>(注1)</sup>の規定に基づき、管理者が指定（以下「指定管理」という。）されている場合に、当該管理者（以下「指定管理者」という。）の法人種別を把握する調査項目において、現行の「地方公共団体を指定」との選択肢を削除し、「地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」との選択肢を追加する。

変更案	現行														
<table border="1"><thead><tr><th>7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 管理者の指定無し</td></tr><tr><td>2 地縁による団体(自治会、町内会等)を指定</td></tr><tr><td>3 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定</td></tr><tr><td>4 会社を指定</td></tr><tr><td>5 NPO法人を指定</td></tr><tr><td>6 その他を指定</td></tr></tbody></table>	7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)	1 管理者の指定無し	2 地縁による団体(自治会、町内会等)を指定	3 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定	4 会社を指定	5 NPO法人を指定	6 その他を指定	<table border="1"><thead><tr><th>7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 管理者の指定無し</td></tr><tr><td>2 地方公共団体を指定</td></tr><tr><td>3 一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む。)を指定</td></tr><tr><td>4 会社を指定</td></tr><tr><td>5 NPO法人を指定</td></tr><tr><td>6 その他を指定</td></tr></tbody></table>	7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)	1 管理者の指定無し	2 地方公共団体を指定	3 一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む。)を指定	4 会社を指定	5 NPO法人を指定	6 その他を指定
7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)															
1 管理者の指定無し															
2 地縁による団体(自治会、町内会等)を指定															
3 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定															
4 会社を指定															
5 NPO法人を指定															
6 その他を指定															
7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)															
1 管理者の指定無し															
2 地方公共団体を指定															
3 一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む。)を指定															
4 会社を指定															
5 NPO法人を指定															
6 その他を指定															

《同様の変更》 図書館調査票  
博物館調査票  
青少年教育施設調査票  
女性教育施設調査票  
体育施設調査票  
文化会館調査票  
生涯学習センター調査票

[新旧対照表：Ⅲ - 1 ページ]  
[新旧対照表：Ⅳ - 1 ページ]  
[新旧対照表：Ⅴ - 1 ページ]  
[新旧対照表：Ⅵ - 1 ページ]  
[新旧対照表：Ⅶ - 1 ページ]  
[新旧対照表：Ⅷ - 1 ページ]  
[新旧対照表：Ⅸ - 1 ページ]  
[新旧対照表：Ⅹ - 1 ページ]

#### 【審査結果】

##### i) 「地方公共団体を指定」との選択肢の削除

本調査の結果によると、指定管理の相手先を他の地方公共団体とする例は、そもそも指定管理者制度が、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、公の施設における住民サービスの質の向上を図っていくこと等を目的として設けられた制度であることから、極めて少ない状況となっている<sup>(注2及び注3)</sup>ため、本件変更により「地方公共団体を指定」との選択肢を削除することとしている。これについては、一定の傾向が把握されたことを踏まえ、報告者負担の軽減を図るものであることから、適当であると考えます。

なお、本件変更に伴い、これまでの「地方公共団体を指定」については、「その他を指定」に分類されることとなる。

(注1) 地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認める

ときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(注2) 指定管理を行っている施設のうち、当該相手方を他の地方公共団体とする施設数

年度	公民館	図書館	博物館	青少年	女性教育	社会体育	文化会館	生涯学習センター
17	2/672	2/54	53/652	16/221	0/14	309/5,766	9/626	-
20	0/1,351	0/203	24/1,099	7/369	0/78	86/8,855	5/874	0/68
23	9/1,319	1/347	24/1,211	9/393	0/88	95/9,714	9/935	0/91

※1 本調査の結果に基づく。

※2 「公民館」には、公民館類似施設の数値を含む。

※3 「博物館」には、博物館類似施設の数値を含む。

(注3) 公の施設の指定管理者として地方公共団体を指定するケースとしては、一例として、県が整備した博物館について、当該施設の整備を要望した町がその管理・運営を行ってきたところ、県が指定管理者制度を導入した後も、引き続き、当該町を指定管理者として選定し事業を実施していたものがある。

## ii) 「地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」との選択肢の追加

前回調査結果によると、指定管理を行っている公民館（公民館類似施設を除く。）1,161件のうち、「6 その他を指定」を選択したものは823件（70.9%）であり<sup>(注4)</sup>、他の選択肢と比べ「6 その他を指定」を選択した割合が最多となっている。

このような状況を踏まえ、文部科学省において、前回調査の中間報告時点で、指定管理の相手先について「6 その他を指定」を選択した公民館の中から288件を抽出し、その内訳を調査したところ<sup>(注5)</sup>、253件（87.8%）が「地縁による団体」（自治会、町内会等）<sup>(注6)</sup>であったため、本件変更により「地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」との選択肢を追加するものである。

これについては、出現率の高いケースを選択肢に加えることにより、指定管理の相手先の実態をより詳細に把握するためのものであることから、おおむね適切と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

### 〈確認事項〉

本件変更と同様の変更は、公民館調査票以外の7調査票においても計画されているが、他の調査票についても同様の事情はあるか。すなわち、これらの公民館調査票以外の調査票においても、指定管理の相手先について、地縁による団体とする場合が多いのか。

(注4) 設置者別指定管理者別施設数 (平成23年全国計)

施設種別	全施設数	うち指定管理者				
		地方公共 団体	一般社団法人・一 般財団法人 (特例 民法法人を含む。)	会社	NPO 法人	その他
公民館	15,399	9	285	92	33	900
図書館	3,274	1	52	223	44	27
博物館	5,747	24	640	242	77	228
青少年教育施設	1,048	9	150	87	49	98
女性教育施設	375	0	34	7	22	25
社会体育施設	27,469	95	4,038	2,953	858	1,770
文化会館	1,866	9	550	244	47	85
生涯学習センター	409	0	47	17	6	21

※1 本調査の結果に基づく。

※2 「公民館」には、公民館類似施設の数値を含む。

※3 「博物館」には、博物館類似施設の数値を含む。

(注5) 指定管理の相手方について「6 その他を指定」としている場合の相手方

区分	件数
(1) 公共的団体	5
(2) 地縁による団体	253
(3) どちらでもない	30
合計	288

※1 文部科学省による公民館を対象とした調査結果による。

※2 ここで言う「公共的団体」とは、例えば、農業協同組合、社会福祉法人など何らかの法令に基づいて設立された団体を指す。

(注6) 地方自治法 (抄)

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 (以下本条において「地縁による団体」という。) は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 (以下略)

## イ 公民館調査票等

### (イ) 職員数

#### 【変更の概要】

調査対象施設の職員として発令されている者の数を把握する調査項目において、現行では「館長又は分館長」、「公民館主事」及び「その他の職員」の3区分により把握しているところ、これら3区分の合計欄を追加した上で、合計欄の内数として「社会教育主事有資格者」の数を把握する区分を追加する。

変更案										現行									
8 職員数(人)					合計					8 職員数(人)									
区分	*館長又は分館長		**公民館主事		その他の職員			うち社会教育主事有資格者数		区分	*館長又は分館長		**公民館主事		その他の職員				
専任	男									専任	男								
	女										女								
兼任	男									兼任	男								
	女										女								
非常勤	男									非常勤	男								
	女										女								
指定管理者	男									指定管理者	男								
	女										女								

[新旧対照表：Ⅲ - 1 ページ]

#### 【審査結果】

本件変更は、指定管理者による管理の場合を含め、公民館の質の担保<sup>(注1)</sup>の観点から、社会教育主事の資格を有する者を有効活用し、公民館における社会教育活動の充実に資するデータを得るため、公民館の職員数の内数として「社会教育主事有資格者数」を把握する事項を追加するものである。

また、「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」(平成23年3月国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)によると、社会教育主事の有資格者の割合は、専任11%、兼任14%、非常勤6%であり、社会教育主事の有資格者を常勤(専任、兼任)で配置する場合と非常勤で配置する場合とでは、社会教育活動への寄与度<sup>(注2)</sup>は異なると考えられることから、専任、兼任、非常勤別で把握するものである。

これについては、今後の公民館における社会教育活動の質の担保のための施策の検討に資するものであり、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

#### 〈確認事項〉

本件変更により追加する「うち社会教育主事有資格者」との区分は、社会教育行政調査票における同種の区分の表記と合わせ、「うち社会教育主事の資格を有する者」とすべきではないか。

(注1)「公民館の質の担保」の観点から、「公民館の設置及び運営に関する基準」(平成15年6月文部科学省告示112号)第8条において、「公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする」とされている。

この点、社会教育主事は、社会教育法に基づいて設けられた資格制度であって、地域の社会教育の企画・実施に当たって、専門的な助言と指導を行う専門職員であるところ、専門的な識見や経験に裏付けされた知識や技術を持った社会教育主事が公民館の運営や企画に携わることにより、一定水準の社会教育の提供、更にはより高度な社会教育を行うことができることが想定されている。

(注2)「社会教育活動への寄与度」に関しては、社会教育主事の資格を有する者が配置されている公民館について、専任、兼任及び非常勤の別の当該有資格者の状況並びにこれらの区別の学級・講座の数や種類の状況を把握し、公民館における社会教育活動への社会教育主事の寄与度を分析することにより、公民館における社会教育主事の資格を有する者の任用の検討に資することが想定されている。

【参考】「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」から抜粋

【表3-2】公民館の職員数

			設置者職員						指定管理者等職員		その他		計	
			常勤			非常勤								
			専任	兼任		非常勤								
館長	回答数	再雇用者内数	317	36	470	23	198	60	29	4	8	1	1,022	124
		有資格者内数		46	63	9		6		0				124
	回答率		31.0%	46.0%	19.4%		2.8%		0.8%				100.0%	
事業系職員	回答数	再雇用者内数	670	43	420	22	502	93	39	3	103	5	1,734	166
		有資格者内数		88	74	45		0		4				211
	回答率		38.6%	24.2%	29.0%		2.2%		5.9%				100.0%	
両方担当職員	回答数	再雇用者内数	898	62	715	28	246	42	130	6	83	3	2,072	141
		有資格者内数		100	103	12		10		0				225
	回答率		43.3%	34.5%	11.9%		6.3%		4.0%				100.0%	
管理系職員	回答数	再雇用者内数	283	14	185	5	324	35	182	17	219	16	1,193	87
		有資格者内数		7	15	4		1		6				33
	回答率		23.7%	15.5%	27.2%		15.3%		18.4%				100.0%	
計	回答数	再雇用者内数	2,168	155	1,790	78	1,270	230	380	30	413	25	6,021	518
		有資格者内数		241	255	70		17		10				593
	回答率		36.0%	29.7%	21.1%		6.3%		6.9%				100.0%	

## イ 公民館調査票等

### (ウ) 職員に対する研修の実施の有無

#### 【変更の概要】

職員に対する研修を実施している場合に、研修の実施（派遣）先を把握する調査項目において、「民間」との選択肢を追加する。

変更案	現行
<p><b>9 職員に対する研修の実施の有無(平成26年度間)</b></p> <p>1 有    2 無</p> <p>↓</p> <p>・「1」を選択した場合、研修の実施(派遣)先を回答(複数回答可)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 自館</li><li>2 本館(分館のみ選択可)</li><li>3 市(区)町村</li><li>4 都道府県</li><li>5 国</li><li><b>6 民間</b></li><li>7 その他</li></ul>	<p><b>9 職員に対する研修の実施の有無(平成22年度間)</b></p> <p>1 有    2 無</p> <p>↓</p> <p>・「1」を選択した場合、研修の実施(派遣)先を回答(複数回答可)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 自館</li><li>2 本館(分館のみ選択可)</li><li>3 市(区)町村</li><li>4 都道府県</li><li>5 国</li><li>6 その他</li></ul>

《同様の変更》図書館調査票  
博物館調査票

[新旧対照表：Ⅲ - 2 ページ]  
[新旧対照表：Ⅳ - 1 ページ]  
[新旧対照表：Ⅴ - 1 ページ]

#### 【審査結果】

本件変更については、「公民館の職員の研修に関する実態調査報告書」（平成22年3月国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）によると、公民館のうち約7割が、職員が参加した館外研修の主催者として、社会教育関係団体（公民館連絡協議会など）や民間団体を挙げており（注<sup>1</sup>）、これまでの本調査において「6 その他」が選択された中には（注<sup>2~4</sup>）、これらの社会教育関係団体や民間団体の行う研修に派遣される例が多く含まれていると考えられることから、選択肢に「民間」を追加するものである。

これについては、出現率の高い研修の実施先を選択肢に加えることにより、研修先の実態をより詳細に把握し、例えば、研修の実施が民間団体任せとなっている場合に地方公共団体自ら行う研修とのバランスを取るよう指導するなど、適正な研修体制の在り方について指導・助言等を行うための検討に資するものであることから、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

#### 〈確認事項〉

「公民館の職員の研修に関する実態調査報告書」によれば、公民館の職員が参加した館外研修の主催者については、「社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）」が72.4%であるのに対し、「民間団体（企業を含む。）」が1.8%にとどまっていることを踏まえると、選択肢の表記は、「民間」ではなく、例えば「社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）」などとすべきではないか。

(注1) 「公民館の職員の研修に関する実態調査報告書」から抜粋

【表63】職員が参加した館外研修の主催者（市区町村別、M.A.）

主催者	市区 (N=438)		町 (N=341)		村 (N=58)		全体 (N=837)	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
①国（出先機関も含む）	24	5.5%	13	3.8%	1	1.7%	38	4.5%
②都道府県教育委員会（出先機関も含む）	231	52.7%	213	62.5%	35	60.3%	479	57.2%
③市区町村教育委員会（出先機関も含む）	109	24.9%	62	18.2%	5	8.6%	176	21.0%
④高等教育機関	7	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.8%
⑤社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）	312	71.2%	249	73.0%	45	77.6%	606	72.4%
⑥民間団体（企業を含む）	12	2.7%	2	0.6%	1	1.7%	15	1.8%
⑦その他	25	5.7%	13	3.8%	1	1.7%	39	4.7%
無回答	4	0.9%	11	3.2%	0	0.0%	15	1.8%

(注2) 職員研修の実施（派遣）先別公民館数

年度	実施館数	実施（派遣）先					
		自館	本館（分館のみ）	市（区） 町 村	都道府県	国	その他
16	9,208	1,067	1,222	5,656	3,499	186	1,449
19	8,758	934	761	6,144	3,431	123	1,408
22	8,322	904	667	6,037	3,561	141	1,393

※1 本調査の結果に基づく。

※2 公民館類似施設の数値を含む。

(注3) 職員研修の実施（派遣）先別図書館数

年度	実施館数	実施（派遣）先						
		自館	本館（分館のみ）	都道府県 立図書館	市（区） 町 村	都道府県	国	その他
16	2,404	635	514	1,844	849	376	218	413
19	2,714	831	657	2,020	919	381	202	529
22	2,827	973	761	2,180	1,015	364	247	640

※ 本調査の結果に基づく。

(注4) 職員研修の実施（派遣）先別博物館数

年度	実施館数	実施（派遣）先					
		自館	都道府県 立博物館	市（区） 町 村	都道府県	国	その他
16	570	201	136	121	120	113	222
19	1,792	710	387	347	297	179	625
22	1,888	818	421	391	309	227	716

※1 本調査の結果に基づく。

※2 博物館類似施設の数値を含む(ただし、平成17年度は博物館類似施設の数値を含まない。)

## イ 公民館調査票等

### (エ) 施設・設備の有無

#### 【変更の概要】

調査対象施設が有している施設・設備を把握する調査項目において、「調理室」の有無に係る選択肢を追加する。

変 更 案				現 行					
(6) 施設・設備の有無				(6) 施設・設備の有無					
① 会議室・講義室	1	有	2	無	① 会議室・講義室	1	有	2	無
② 談話室	1	有	2	無	② 談話室	1	有	2	無
③ 図書室	1	有	2	無	③ 図書室	1	有	2	無
④ 児童室	1	有	2	無	④ 児童室	1	有	2	無
⑤ 展示室	1	有	2	無	⑤ 展示室	1	有	2	無
⑥ 実験実習室	1	有	2	無	⑥ 実験実習室	1	有	2	無
⑦ 調理室	1	有	2	無	⑦ 視聴覚室	1	有	2	無
⑧ 視聴覚室	1	有	2	無	⑧ 体育・レクリエーション室	1	有	2	無
⑨ 体育・レクリエーション室	1	有	2	無	⑨ 体育館・講堂	1	有	2	無
⑩ 体育館・講堂	1	有	2	無	⑩ ホール	1	有	2	無
⑪ ホール	1	有	2	無	⑪ 託児室	1	有	2	無
⑫ 託児室	1	有	2	無	⑫ 相談室	1	有	2	無
⑬ 相談室	1	有	2	無	⑬ 外国人向け表示	1	有	2	無
⑭ 外国人向け表示	1	有	2	無	⑭ スロープ	1	有	2	無
⑮ スロープ	1	有	2	無	⑮ 障害者用トイレ	1	有	2	無
⑯ 障害者用トイレ	1	有	2	無	⑯ エレベーター	1	有	2	無
⑰ エレベーター	1	有	2	無	⑰ 簡易昇降機	1	有	2	無
⑱ 簡易昇降機	1	有	2	無	⑱ 点字による案内	1	有	2	無
⑲ 点字による案内	1	有	2	無	⑲ 障害者用駐車場	1	有	2	無
⑳ 障害者用駐車場	1	有	2	無					

〔新旧対照表：Ⅲ - 2 ページ〕

《同様の変更》生涯学習センター調査票

〔新旧対照表：Ⅹ - 2 ページ〕

#### 【審査結果】

本件変更は、東日本大震災の際に、避難所としての機能が再認識された<sup>(注)</sup>ことから、災害時に必要な施設・設備として「調理室」の有無を把握するために追加するものである。

これについては、例えば、地方公共団体における地域防災計画策定の際の資料としての活用や、公民館等が避難所となった際の運営方法など地域の防災拠点体制の構築のための支援プログラムの提供などの支援策の検討等に資するなど、公民館の避難所としての機能を強化するための支援の検討に資するものであることから、適当であると考えます。

(注) 東日本大震災後、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、中央防災会議において「防災基本計画」（平成 24 年 9 月）が作成され、地方公共団体においては、「地域防災計画」を作成し、避難場所として公民館などの公共施設を指定し、住民へ周知することとされている。また、国や地方公共団体は、その計画を実施するための財政負担、援助の充実に最大限の努力をするものとされている。



## イ 公民館調査票等

### (オ) 受動喫煙防止のための対策の方法

#### 【変更の概要】

受動喫煙防止のための対策の方法に係る選択肢について、現行では、末尾が「～していること」又は「～していないこと」となっているところ、これらを「～している」又は「～していない」に改める。

変 更 案	現 行
(8) 受動喫煙防止のための対策の方法 1 敷地内を禁煙としている 2 施設内を禁煙としている 3 施設内に喫煙場所を設置するとともに、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置している 4 施設内に喫煙場所を設置しているが、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置していない 5 何ら措置を講じていない	(8) 受動喫煙防止のための対策の方法 1 敷地内を禁煙としていること 2 施設内を禁煙としていること 3 施設内に喫煙場所を設置するとともに、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置していること 4 施設内に喫煙場所を設置しているが、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置していないこと 5 何ら措置を講じていないこと

《同様の変更》 図書館調査票	[新旧対照表：Ⅲ - 3 ページ]
博物館調査票	[新旧対照表：Ⅳ - 2 ページ]
青少年教育施設調査票	[新旧対照表：Ⅴ - 2 ページ]
女性教育施設調査票	[新旧対照表：Ⅵ - 1 ページ]
体育施設調査票	[新旧対照表：Ⅶ - 1 ページ]
文化会館調査票	[新旧対照表：Ⅷ - 2 ページ]
生涯学習センター調査票	[新旧対照表：Ⅸ - 2 ページ]
	[新旧対照表：Ⅹ - 1 ページ]

#### 【審査結果】

本件変更は、選択肢をより簡潔な表記とするものであることから、適当であると考えます。